

# IP化時代通信に於ける 責任分担模範の検討

## Liability Model: Preliminary Statements

Nov. 8, 2007

中央大学教授(総合政策学部) / 博士(総合政策・中央大学)  
米国弁護士(NY州)

平野 晋

# 垂直統合解消に伴う混乱と 新たな安心・安全秩序の必要性

- one-stop shoppingの消失。
- 責任主体の「一元化」から「多元化」へ。
  - See 総務省「IP化時代の通信端末に関する研究会報告書」50-51頁(平成19年8月)(以下「IP化報告書」と云う)。
- 自由の拡大に伴う、責任所在の曖昧化。
- 「ショッピング・モール」による市場支配から、「屋台」による自由営業へ。
- 自由化だからと云って、「保健所の検疫」が不要になる訳ではない!!
  - むしろ「安心・安全」向上の為の新たな秩序が求められる。

# 市場取引費用高額化に伴う 外部不経済の発生

- 「市場取引費用」の高額化。
  - 加害者特定の困難性。(匿名性等)
  - 責任追及の困難性。(司法制度の不備、証拠の不足、等)
  - 責任実現の困難性。(泡沫企業等)
- 無責任に費用を利用者等へ転嫁する「外部不経済」発生の虞。
  - *E.g.*, spamming (迷惑メール)
- 放置しておけば社会全体のwelfareが「悪化」(worse off)する。

# welfare向上の為の施策例

- 匿名性の排除。
- Best Risk Minimizer (BRM) への作為義務の賦課。
  - *E.g.*, 酒場のオーナーと飲酒運転防止 / 使用者責任、他。
  - 重要な検討諸要素は、「管理容易性」「利益享受」「一方的危険」。
- 「事前的」(*ex ante*)な利害調整組織の構築。
  - 通信キャリア、端末メーカ、ソフトウェア企業、消費者。(See「IP化報告書」54頁.)
- 「事後的」(*ex post*)な紛争解決制度の整備。
  - 有識者専門家、利害関係者、中立性。(See「IP化報告書」53頁.)
- 証拠(ログ)保存の強化。
  - *E.g.*, 立証責任の転換、等。
- 補償制度構築の検討。
  - 不可避的損失に対し事前に参入者から徴収。

# 社会が求める「安心・安全」の強弱分類化の試み

- 自由、私的自治 (autonomy)、自決権 (self-determination)、自己責任 (personal responsibility) 等が求められているのか、または、「パターナリズム」(父性主義的保護) が求められているのか？
- 重要な決定要素は、どちらがより自己利益に繋がるか？
  - 「限定合理性」「情報の非対称性」等を要検討。
- とは利点と損失がトレード・オフな関係。
  - 主要な関連諸要素は、や、「セキュリティ・レベル」「コスト」「利便性」。(e.g., 設計によって事故リスクよりも安価に事故回避可能ならば設計変更要。)
- 「IP化時代通信」も、その内容を類別して、社会が と のどちらを求めているのかを要把握。(See IP化報告書54頁.)
  - E.g., 緊急通報、音声電話、電子商取引、ITS、家電、ゲーム、Audio/Visual、等々。
- digital divideの回避という要素も重要。
  - learned利用者の利用と自己責任が前提だった「インターネット」と異なって、「IP化時代通信」の相当部分は「万人のもの」(=novice/lay-persons) かも…。

# 「非対称性パターナリズム」の知恵の活用

- 「asymmetric paternalism」とは、初期値 (default) をパターナリスティックに設定しつつも、「作為」により初期値と異なる選択を許して自決権を担保するという規制方法。（「不作為」は初期値となる。）
  - 大多数のnovice/lay-person利用者の利益に適い、且つ 少数のlearned利用者のautonomy/自己責任の選択権を保持できる仕組み。迷惑メール規制に於ける所謂「opt-in」型規制の意。
- learned利用者を中心とした「インターネット」から、novice/lay-person利用者が大多数を占める「IP時代通信」へ移行した場合に最適な制度?!
- 迷惑メール規制も「opt-in」化への動き。（= 初期値は送信不可のパターナリズムを採りつつ、欲しい受信者による「作為」で受信の選択可能。）
  - See 総務省「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会中間とりまとめ案」(平成19年10月)。

# 契約による責任排除への制限も 要検討

- 「クリックラップ契約」または「ブラウズラップ契約」によって、利用者側に責任を転嫁する慣行在り。
- 一定の責任については、転嫁を許さずに、安心・安全向上へのincentiveとすることが社会全体のwelfareの「良化」(better off)に繋がる。
  - See 「IP化報告書」51頁.
  - See also *supra* BRMへの責任賦課.
  - See also See 総務省「ユビキタスネット社会の制度問題検討会 報告書 ~ 活力と創造性を生かし『安心』を提供する枠組みづくりを目指して ~」7~8頁 (平成18年9月).